

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555 (直通)
TEL：026-238-1580 (苦情専用)
TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp

信濃の介護保険

1 介護保険新規事業者説明会について

新規指定介護保険事業者を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

なお、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業者は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

また、6月の新規指定介護保険事業者説明会は本会業務の都合上、開催いたしませんので、7月の説明会に参加いただきますようお願いいたします。

開催日	場所	時間(予定)
平成28年5月27日(金)	松本合同庁舎 402 会議室	午後1時00分～4時00分

2 月途中で要支援・要介護状態区分等を変更した際の請求明細書等の記載方法について

月途中で要支援・要介護状態区分等を変更した際の請求明細書等の記載方法については、以下のとおりとなります。多くお問い合わせをいただく点ですので、本会へ請求の際の参考としてください。

月途中で要支援・要介護状態区分等を変更した場合の請求明細書等記載の整理

同月内に、要介護状態区分変更前後の要介護度に応じたサービスを利用しているパターンを整理する。

No		給付管理票	サービス計画費	請求明細書		
		要支援・要介護状態区分等	被保険者欄の要介護状態区分	要介護状態区分(介護給付)	要支援状態区分(予防給付)	要支援状態区分(総合事業)
		(重い方を対象)※2	(月末時点)	(月末時点)		
1	事業対象者→要支援1	事業対象者	要支援1	-	要支援1	要支援1
2	事業対象者→要支援2	要支援2	要支援2	-	要支援2	要支援2
3	事業対象者→要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	-	事業対象者
4	要支援1→事業対象者	月途中の要支援1→事業対象者への変更はない。				
5	要支援1→要支援2	要支援2	要支援2	-	要支援2	要支援2
6	要支援1→要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要支援1
7	要支援2→事業対象者	月途中の要支援2→事業対象者への変更はない。				
8	要支援2→要支援1	要支援2	要支援1	-	要支援1	要支援1
9	要支援2→要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要支援2
10	要介護N※1→事業対象者	月途中の要介護N→事業対象者への変更はない。				
11	要介護N※1→要支援1	要介護N※1	要支援1	要支援1	要支援1	要支援1
12	要介護N※1→要支援2	要介護N※1	要支援2	要支援2	要支援2	要支援2

※1 要介護Nは、要介護1～5のいずれかを意味する。

※2 要支援・要介護状態区分等の重い順は以下の通り。



3 給付管理票の記載・入力上の注意点について

平成28年4月より通所介護が地域密着型通所介護へ移行し、13の保険者では介護予防・日常生活支援総合事業が開始されました。

制度の移行や新規事業の開始に伴い、介護給付費等の請求において、下記①、②の請求例で給付管理票が返戻の対象となる誤りが多数見受けられます。

内容を確認していただき、正しい記載・入力で請求をお願いします。

①サービス事業所の事業所番号に変更があったが、以前の事業所番号のまま本会へ請求した。

②地域密着型通所介護へ移行したサービス事業所があったが、識別コード欄を1の指定事業所として記載・入力し本会へ請求した。

⇒給付管理票の記載に誤りがあるため、**給付管理票が返戻**となり、サービス事業所の請求が全て保留となります。

様式第十一(附則第二条関係)

給付管理票(平成28年4月分)

保険者番号						9 0 1 0 0 1						保険者名						□□市					
被保険者番号						0 0 0 0 0 0 1 1 1 1						被保険者氏名						フリガナ カイゴ タロウ 介護 太郎					
生年月日						明・大 5年 5月 5日						性別						要支援・要介護状態区分					
居宅サービス・介護予防サービス・総合事業 支給限度基準額						16,692単位 / 月						平成 28年 4月 ~ 平成 年 月						事業対象者 要支援1・2 要介護 1・2・3・4・5					
作成区分												① 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成 3. 介護予防支援事業者作成・地域包括支援センター作成											
居宅介護 / 介護予防 支援事業所番号												9 0 0 0 0 2 0 0 2 0											
担当介護支援専門員番号												9 0 0 0 0 0 0 1 1 1											
居宅介護 / 介護予防 支援事業者の事業所名												●●居宅介護支援事業所											
支援事業所の 事業所所在地及び連絡先												099-999-9999											
委託した場合						委託先の支援事業所番号						介護支援専門員番号											

居宅サービス・介護予防サービス																		
サービス事業者の 事業所名	事業所番号(県番号・事業所番号)									指定/基準該当/ 地域密着/ サービス/ 総合事業識別	サービス 種類名	サービス 種類コード	給付計画単位数					
□□事業所	2	0	7	0	1	2	2	2	2	2	指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業	通所リハ	1	6	1	2	7	0
△△事業所	2	0	8	0	1	3	3	3	3	3	指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業	短期入所生活介護	2	1	9	6	7	5
〇〇事業所	2	0	9	0	1	1	1	1	1	1	指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業	地域密着型 通所介護	7	8	1	3	0	0

事業所番号が変更となった場合、事業所番号欄を必ず修正してください。

サービス事業所の作成区分は以下のとおり。

事業所番号3桁目	事業所区分	識別コード
0~7 (32, 78は除く)	指定	1
8	基準該当	2
7 (32, 78), 9	地域密着型	5
0~7, A	総合事業	6

平成28年4月請求分の支払日は5月30日(月)、6月請求分の締め切りは6月10日(金)です。